

JAPAN ICOMOS / INFORMATION

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

8期 — 8号



2011.12.15

目次◆CONTENTS

はじめに／西村幸夫 01

From the President / Yukio NISHIMURA

2011年次第3回拡大理事会報告(9/10)／山田幸正 02

3rd Executive Committee Meeting, 10 September 2011 / Yukimasa YAMADA

日本イコモス国内委員会研究会「彦根城世界遺産登録」報告／濱崎一志 07

A Study Meeting on the Hikone-jo, a property on the Japanese World Heritage Tentative List / Kazushi HAMAZAKI

第35回世界遺産委員会報告／稲葉信子 08

Report of the 35th session of the World Heritage Committee / Nobuko INABA

世界遺産条約特別委員会第4回(9/28)、第5回(10/19) 会合報告／事務局 09

Report of the Fourth and the Fifth meeting of Japan ICOMOS Ad-hoc Study Group on the World Heritage Convention / Secretariat Office

平和のための世界遺産国際研究会報告／杉尾邦江 12

The International Working Group on World Heritage for Peace / Kunie SUGIO

「富士山」および「武家の古都・鎌倉」の世界文化遺産登録にかかる推薦書(暫定版)が提出された／西村幸夫 15

Draft Nomination Documents of "Fujisan" and "Kamakura, Home of the SAMURAI" were submitted to UNESCO World Heritage Center for Preliminary Review / Yukio NISHIMURA

世界遺産暫定候補地における国際会議／岡田保良 16

International Expert Meetings for the Properties on the World Heritage Tentative List / Yasuyoshi OKADA

シンポジウム「世界遺産・平泉に学ぶ—世界遺産と都市—」報告／刈谷勇雅 17

Report of the Symposium "Learn from Hiraizumi -World Heritage and Historic City" / Yuga KARIYA

歴史的都市景観に関する勧告について／下間久美子 18

An Essay on the UNESCO Recommendation on the Historic Urban Landscape / Kumiko SHIMOTSUMA

歴史的港湾都市「鞆の浦」保護取組の近況／益田兼房 21

Tomo-no-ura Update / Kanefusa MASUDA

インタビュー：ICOMOS国際専門家往来3. タマシュ・フェャルディー氏／岡田保良 25

Interview : Dr. Tamás Fejérdy / Yasuyoshi OKADA

事務局日誌 Diary 26

はじめに
西村幸夫



前野まさる 画

もうすぐパリで、イコモス総会と国際学術シンポジウムが開催されます。総会は今年の11月28日に開会し、12月1日のガゾーラ賞発表とその後のレセプションで幕を閉じる予定です。この総会には今年は日本イコモスからもおよそ20名の会員が参加予定です。同時にこの機会に数多くのISCでそれぞれの今年の集まりが開催されることになると思います。おそらく会場の内外でいろんな国際交流が活発に行われることになるでしょう。

3年に1度の総会はまだ、選挙の季節でもあります。日本からも2期6年執行委員を勤めて頂いた岡田保良先生が退任され、新たに河野俊行先生を推薦しているところです。選挙運動も着実に進める必要があります。執行委員は世界遺産をイコモスとして評価するイコモス内部の世界遺産パネルのメンバーとなりますので、詳細な議論の一部始終に参画することになります。世界遺産に関するイコモスとしてのもっとも内部の情報に触れることになる立場です。

もちろん個別情報は守秘義務がありますが、考え方自体の最新の動きに直接接することができるというのは何者にも代え難い価値です。こうした立場に日本イコモスのメンバーはこれまでずっと関わってきました。今回もその伝統をつなげたいと切望しています。特に総会に参加される会員の皆様のご協力をお願いしたいと思いますが、身の回りに海外のイコモス関係者がお知り合いでおられる場合には、側面支援をお願いしたいと思います。

また、このほか名誉会員の推挙やガゾーラ賞の発表があります。これにも日本は関与していますので、注視しているところです。12月の日本イコモスの総会時に、詳細な報告ができることと思います。

2011 年次第 3 回 拡大理事会報告

2011 年 第3回 拡大理事会が去る 2011 年 9 月 10 日 (土) 午後 1 時半から午後 4 時まで、彦根市立彦根城博物館会議室で開催された。出席者は、委員長：西村幸夫、事務局長：矢野和之、理事：赤坂 信、尼崎博正、稲葉信子、苅谷勇雄、濱崎一志、前田耕作、宗田好史、山田幸正、渡邊保弘、顧問：前野まさる、事務局：館崎麻衣子、藤岡麻理子の 14 名である。

拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項は以下の通りである。



1. 入退会者

1) 入会者

それぞれの申請書を回覧し、慎重に審議したうえで、以下の個人会員 7 名と団体会員 1 団体の入会が承認された。

個人会員

氏名	勤務先	専門分野	推薦者
上北恭史 (うえきた やすふみ)	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 / 准教授	文化財保存・ 建築計画、 博士 (デザイン学)	稲葉信子・花里利一
境野飛鳥 (さかいの あすか)	東京文化財研究 所文化遺産国際 協力センター / 特別研究員	博士 (学術)	友田正彦・二神葉子
杉本泰俊 (すぎもと たいしゅん)	仁和寺総務部、 仁和寺執行	歴史 (文化財保護)	益田兼房・矢野和之
羽生冬佳 (はにゅう ふゆか)	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 / 准教授	地域計画・ 観光計画、 博士 (工学)	稲葉信子・日高健一郎
日向 進 (ひゅうがすすむ)	京都工藝繊維大 学大学院工芸科 学研究科 / 教授	日本建築史、 工学博士	益田兼房・矢野和之
堀内絢子 (ほりうち あやこ)	㈱文化財工学研 究所	建築、博士 (学術)	稲葉信子・渡邊保弘
林 永隆 (りむ よんろう)	東京大学生産技 術研究所	医療建築史、 博士課程 3 年	稲葉信子・黄 琬雯

団体会員

組織名	代表者氏名	業務内容・専門分野	推薦者
縄文遺跡群 世界遺産登録 推進本部	本部長・ 三村申吾 (青森県知明)	縄文遺跡群の 世界遺産登録に関すること	杉尾邦江・ 杉尾伸太郎

2) 会員資格の変更

維持会員から団体会員への会員資格の申請があり、審議の結果、これを承認し、バリ本部に会員登録を行うこととした。

組織名	内容
佐渡市	維持会員から団体会員への変更

3) 退会者

以下の個人会員 3 名と維持会員 1 団体の退会が承認された。

個人会員

氏名	専門分野	退会理由
土井崇司	建築学	一身上の都合
町田 章	東アジア考古学	ご逝去
渡辺定夫	都市計画	一身上の都合

維持会員

組織名	業務内容・専門分野	退会理由
乃村工藝社	ディスプレイに関する調査・企画・ 設計・施工	会社の事情

日本イコモス国内委員会 会員数 (今回の入退会者を含む)

個人会員 364 + 7 - 3 = 368 名

維持会員 14 - 2 = 12 団体

団体会員 2 団体

2. ISC on 20th Century Heritage の Expert Voting Member の推薦

山名善之氏を Expert Voting Member として、20 世紀遺産に関する国際学術委員会に推薦することについて、西村委員長より説明され、これを承認した。



1. ICOMOS本部パリ総会

1) 投票者名簿について

11月30日に予定されている本部執行役員の選挙に際して、日本イコモス国内委員会には計18票が割当てられている。これまでの慣例の通り、当日必ず会議に参加できる方にこの18票を割り振りして投票していただくことにしたいとの委員長提案があり、これを了承した。現時点で、事務局では以下の21名のパリ総会参加者を把握しているとの報告が矢野事務局長より報告された。これに加えて、稲葉理事、宗田理事、渡邊理事が参加の意向を示された。

論文発表	長岡正哲	福島綾子
執行/諮問委員	岡田保良	西村幸夫
選挙など	河野俊行	伊藤延男
ISC会議など	杉尾邦江 (CIIC)	杉尾伸太郎 (IFLA)
	大野 渉 (CIIC/IFLA)	山名善之 (ISC20C)
	山内奈美子 (ICTC)	山田幸正 (CIAV)
	岩崎好規 (ISCARSAH)	花里利一 (ISCARSAH)
その他	粟野 宏	ウーゴミスコ
	岡橋純子	荻谷勇雅
	矢野和之	山田大隆
	赤坂 信	

今後、投票名簿の提出期限である10月27日までに、事務局でパリ総会参加者の確認作業を進め、役員を優先しながら、票の割り振りについて調整することを確認した。なお、投票委任状を本部に提出するのは、11月28日午後6時までとなっている。

2) 執行部選挙の立候補状況について

現在のところまで、事務局が把握している本部執行委員の立候補状況は以下の通りである。なお、立候補は選挙前日まで可能であり、当然、立候補者は今後、増える可能性がある。以上の通り、矢野事務局長より報告された。

会長	Gustavo Araoz (米国)
事務局長	なし
財務部長	Philippe La Hausse de la Louviere (モーリシャス)
副会長	Kristal Buckley (オーストラリア)
(定数5)	Alfredo Conti (アルゼンチン)
	Guo Zhan (中国)
	Gideon Koren (イスラエル)
	Wilfried Lipp (オーストリア)
	Benjamin Mouton (フランス)
	Lazar Sumanov (マケドニア)
執行委員	Sofia Avgérinou-Kolonias (ギリシャ)
(定数12)	Stefan Belishki (ブルガリア)
	Dinu Bumbaru (カナダ)
	Francesco Caruso (イタリア)
	Rohit Jigyasu (インド)
	<u>Toshiyuki Kono (日本)</u>
	Kirsti Kovanen (フィンランド)
	Christoph Machat (ドイツ)
	Olga Orive (メキシコ)
	Hae-Un Rii (韓国)

日本イコモス国内委員会から河野候補への支援のレターを送付した候補者もあり、また支援の依頼等をすでに受けているものもある。日本イコモス国内委員会としての投票行動を検討する必要があり、今後の立候補予定者や、すでに候補者となっている方などについて、各方面からの情報提供が西村委員長より依頼された。

2. 本部 Director-General の辞任等に関する件

パリ本部で Director-General の辞任と後任人事等をめぐって、とくに前会長 Petzet 氏と現会長 Araoz 氏を中心に、論争のメールが行き交っている現状について、理事会で情報の整理と今後の対応について議論すべき、との意見を伊藤延男顧問よりいただいている。ここで論争の内容と背景について、岡田本部執行委員からの情報も含めて、現状でわかる範囲で整理してみたいとの提案が西村委員長よりなされた。

この事態は、パリ本部でスタッフ代表としての Director-General が専任されたが、着任3ヶ月にして退任してしまい、再度その後任人事が進められていることについて、過去の事務局長経験者3名の連名による抗議文が公開されたことによるものらしい。争点の中心は、近年における本部の業務作業環境の悪化とその打開策である。本部スタッフの間で労働

環境について、かなりの不満が蓄積されているとの情報もある。とくに近年、世界遺産関連の業務が急増したことが最大の要因と考えられるが、今回の総会がパリで開催されることによる業務もこれに拍車をかけているようだ。そうした状況にもかかわらず、ユネスコからの委託費は、すべて団体会員によって構成されているIUCNと同じで、個人会員をベースとして、団体会員も増えず、企業からのスポンサーも募らないというイコモスの財政的・構造的な問題がその根底にある。しかも、パリ本部はフランスの法人規則等にしがたって会計事務を行っており、そのためフランスの法律・制度等に精通したスタッフが統括せざるを得ない状況もある。また近年、ラテンアメリカなどスペイン語圏を中心とした人々の意見の台頭に対して、ヨーロッパ大陸諸国など伝統的な保存を主張する人々との間の論争も、大きな意味で背景になっているとも考えられる。いずれにしても、背景は複雑と言わざるを得ず、パリ総会での議論や投票にも絡むことで、今後も注意深く事態を注視する必要があろう。以上のような意見が交わされた。

3. 東日本大震災に関するレポート

東日本大震災に関する英語版概報は、花里ISCARSAH委員と矢野事務局長が中心となり、これまで第2報まで、世界の各国内委員会などに配信してきた。第3報については、冊子化してパリ総会において配布する計画で、現在、作業を進めている。以上の通り、矢野事務局長より報告され、了承された。

目次案が添付資料として示され、その内容について意見交換された。最後に「今後の課題」という項目を付け加えて、例えば、神戸震災後どのように対応してきたのか、防災広域ネットワークに文化遺産がどの程度含まれているか、文化財から学ぶことはなにか、など日本から世界に対して教訓となるべきことを発信すべきだと意見が出された。この項目を追加する方向で、緊急に関係者を集めて協議・検討することとなった。また、パリ総会でも、臨時の研究會や発表ブースなどを設定するよう提案してはど

うか、という意見も出された。

本冊子はA4カラー版で24ページ程度のものとし、1000部ほど印刷することを想定する。その経費・費用は足達富士夫基金(約500万円)の一部から支出することを理事会として承認した。

4. 世界遺産条約特別委員会

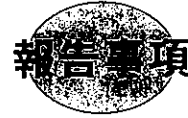
1) 2011年世界遺産委員会の報告

稲葉理事より、以下の通り、報告があった。第35回世界遺産委員会は、当初、パーレーンの首都マナマでの開催が予定されていたが、急遽、パリのユネスコ本部に変更され、去る6月19～29日の会期で開催された。日本からの3件の申請のうち、「小笠原諸島」と「平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」は記載の決定を得たが、国立西洋美術館を含む「ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献」は記載延期の決定を受けた。これらのことについては、インフォメーション誌に別途、報告しているので、参照されたい。

議論のテーマとなったのは「ローカルコミュニティの役割」で、ロゴを作り、来年11月までの1年間にわたって世界各地で関連イベントを開催することになった。例えば、ブラジルではリオ創建200年の記念事業と関連したイベントが開催されたり、カナダでは学校の教育に取り入れられたり、中国でも関連の国際会議が予定されたり、ほかにもノルウェー、スペインなど8カ国あまりでイベントが企画されているようである。また世界遺産センターでは、Best Practice賞を企画しているようであるが、反対の意見もあり、流動的である。

2) 外務省設置の「有識者の諮問委員会」

外務省はこのたび、世界遺産条約40周年の記念行事に関する「有識者の諮問委員会」を設置し、そのメンバーに日本イコモス国内委員会から西村委員長、河野副委員長、稲葉理事、岡田本部執行委員の4名が参加することとなった。



3) 世界遺産条約40周年記念行事プログラム案

標記記念事業の実施日が2012年11月6日～8日で、会場は京都となることがほぼ固まったもよう。京都国際会議場の関係から、残念ながら、条約締結日である11月16日が含まれていない日程となっている。3日間で「過去、現在、将来」と議論を重ね、最終日に総括として「京都宣言」が採択されるという大枠も示された。今後、本世界遺産条約特別委員会の活動としては、この「宣言」の原案となるべきことを検討・議論していきたいとの方針が西村委員長より示され、了承された。

4) 今後の活動計画

次回特別委員会は来たる9月28日(水)18時半より開催する予定である。来年2012年2月に、平泉の世界遺産登録に関する記念行事に、ユネスコのボコバ事務局長が来日されることになっており、この機会をとらえて、2月16日か17日(予定)、横浜で世界遺産条約40周年記念行事に関する会議を開催できないか調整中である。そこに海外から30名ほどの専門家を招聘することを考えており、その招聘専門家の入選、推薦を進めたい。以上のように、西村委員長より提案され、これを了承した。

5. ブルーシールド国際委員会会議

ICOM日本委員会より以下のような提案を受けていることが、矢野事務局長から報告された。2011年12月8日～10日にブルーシールド国際委員会ICBSの会議がソウルで開催される予定である。この会議にICOMメンバーで常磐大学の水嶋英治氏がスピーカーとして招聘されている。水嶋氏は、日本イコモス、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、日本図書館協会など、関連4団体でDelegationを組めないかと提案している。この件については、9月12日に開催予定の「ハーグ条約とブルーシールド活動に関する研究会」で検討願うこととした。

1. ICOMOSカード特典について

仁和寺執行・杉本泰俊氏および益田兼房委員のご尽力により、仁和寺の拝観料がイコモスカードの提示により、免除されることとなった(インフォメーション誌8-7号参照)。また、今回、理事会および研究会の開催を機に彦根城および彦根城博物館の入場料も免除されることとなった。以上の通り、矢野事務局長より報告された。今後もこうした流れが継続されるよう、各方面に働きかけていくことを確認した。

2. 研究会、シンポジウム等の予定

9月以降の日本イコモス国内委員会主催等による研究会、シンポジウムは以下の通りである。

<日本イコモス国内委員会主催>

9月12日(月)「ハーグ条約とブルーシールド活動に関する研究会」(高橋暁氏)

11月19日(土)「長崎の世界遺産について」Jukka Jokilehto氏による講演会・懇親会

12月17日(土) 日本イコモス国内委員会総会後の研究会「20世紀建築とコルビュジェをめぐって」(仮)と題し、山名善之氏にご講演いただく予定である。またAraoz会長がこの期間、来日の予定であり、総会および研究会に参加される。

<その他>

9月24日(土)「縄文遺跡群世界遺産登録推進国際シンポジウム」(ホテル青森)

ほかに、富岡製糸場、長崎の教会群などに関して、今秋、国際シンポジウムが開催される予定である。

10月23日(日) 東日本大震災チャリティシンポジウム「世界遺産・平泉に学ぶ ―世界遺産と都市―」
会場:東京国立博物館平成館講堂、パネリスト:近藤誠一、大矢邦宣、青柳正規、岡田保良、佐藤 信、宗田好史、毛利和雄(敬称略)

12月9日(金) 国際シンポジウム「大仏破壊から10年 世界遺産パーミヤーン遺跡の現状と未来」

東京会場：東京国立博物館 平成館大講堂

12月11日(日) 同上 京都会場：龍谷大学アバンティ響都ホール

3. ISC報告

ISC on Theory and Philosophy of Conservation and Restoration (ISCTC) 来年2012年4月25日～29日に、アゼルバイジャンのバクーで開催される予定であることが、西村委員長より報告された。

また、パリ総会の際に、その他多くのISCの会議がもたれる予定である。

4. 小委員会報告

第6小委員会(鞆の浦) 2009年10月の判決以降、住民による協議会が発足し、そこでの結論を待っている状態である。何らかのバイパスの建設は必要との認識はあるものの、港湾の埋立てはもはやないだろうというのが大勢と考えられているが、最終的な結論には至っていない。また鞆の町並み調査も拡大して行われており、重要伝統的建造物群保存地区への選定をめざすことになろう。以上の通り、矢野事務局長より報告があった。

第7小委員会(白川郷) 村では交通問題を解決するためのマスタープランの策定が進められており、その進捗を見守っている。徐々に改善の兆しが見えてきている一方で、新たな駐車場が出現するなど問題も出てきている。村長からは引き続き、イコモス国内委員会からの助言を求める要望が寄せられている。以上の通り、西村委員長より報告があった。

5. 会費納入状況

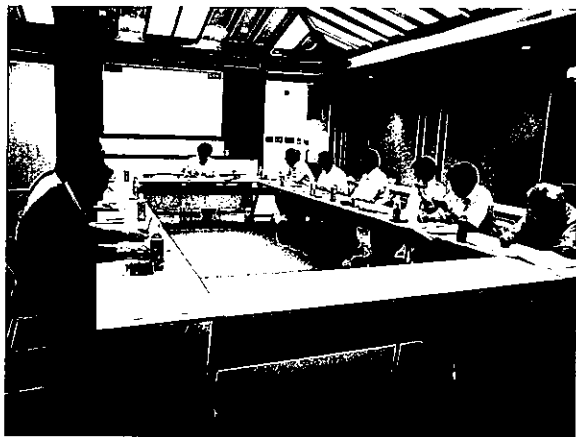
矢野事務局長より、2011年9月2日現在の会費納入状況が報告された。なお、インフォメーション誌8-7号でも会員に周知している通り、来年2012年度分より、会費の徴収時期が変更されるので、これまでの会費を至急、納入いただくようお願いしたいと

のコメントが添えられた。

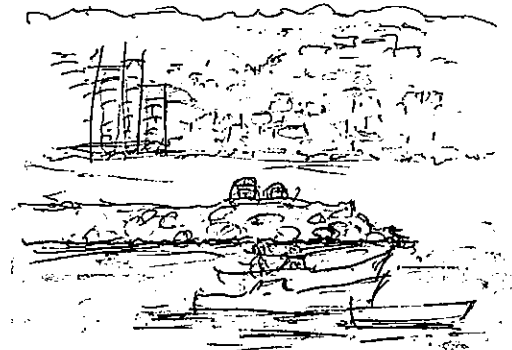
6. その他

前田理事より、日本イコモス国内委員会と文化遺産国際協力コンソーシアムとの風通しを良くし、互いの情報を交換することをさらに促進すべきであり、そのためにイコモス会員にコンソーシアムに登録するようお願いしたい旨、依頼がなされた。なお、今後、コンソーシアムからの依頼等については、赤坂副会長を主たる担当として行われるようにすることが確認された。

(記録：山田幸正)



第3回拡大理事会(彦根城博物館会議室)



前野まさる 画



日本イコモス国内委員会研究会 「彦根城世界遺産登録」報告

濱崎一志

第3回日本イコモス国内委員会拡大理事会に引き続き、研究会「彦根城世界遺産登録」が、2011年9月11日(日)の午後1時半から午後4時まで彦根城博物館会議室において開催された。

研究会に先立ち、9月10日(土)の午後4時から午後6時まで彦根の城下町の現地視察を、11日午前8時半から午前12時までは彦根城、玄宮楽々園の現地視察を行った。城下町の視察は旧魚屋町の町なみ、足軽組屋敷、辻番所、河原町・芹町の町なみを対象とし、彦根城、玄宮楽々園の現地視察は彦根城鐘の丸、大堀切、天秤櫓、西の丸、三重櫓、庭園の発掘調査が進む玄宮園や、建物の解体修理が進む楽々園を対象とし、その周辺環境を含めた現状や保存状況を確認した。



城下町の視察・旧魚屋町(9月10日)



彦根城内の視察(9月11日)

研究会では、最初に彦根市の谷口文化財部長から、「彦根城と城下町-大名文化の華ひらく近世城下町-」というタイトルでプレゼンテーションが行われた。彦根には城郭・御殿・城下町が総体として現存していることや、彦根城の普遍的価値、他の城郭と

の比較などについて説明があった。

これをもとに、平成4年に暫定リストに搭載されて以来20年近く経過した彦根城を世界遺産に登録するためには、どのような戦略・計画で進めるべきかが問われた。

課題のひとつは「彦根城」だけで世界遺産を目指すのか、「彦根城と城下町」で目指すのかであった。姫路城が先行して世界遺産に登録されており、同種の資産での登録を避け、また姫路城との差異を明らかにするためにも城下町を含めた「彦根城と城下町」を視野に入れたプレゼンテーションが行われた。これに対して、同種の資産だから登録できないことはなく、また同種の資産でもそれぞれに多様な意味を付け加え、異なるコンセプトで登録している例があり、「彦根城」単独で世界遺産を目指す方がわかりやすいのではとの指摘があった。さらに、城下町の範囲が広く、構成資産も分散し、伝建地区の指定などこれからの整備にかなり時間を要すると思われ、現状では「彦根城」単独で世界遺産を目指した方が良いとの意見もあった。

また、彦根城単独で世界遺産を目指すのか、天守建築のシリアルノミネーションを目指すのかという課題に対しては、その基準が曖昧であり、国宝にこだわらず比較研究、共同研究を進め、歴史資産としての価値の再評価を求められた。

このほか、世界遺産の登録推進には全県的な文化遺産保護への動きが不可欠であり、滋賀県の役割の大きさが指摘された。



研究会「彦根城世界遺産登録」(彦根城博物館会議室)



研究会後の記者会見

第35回世界遺産委員会報告

稲葉信子

今年の世界遺産委員会はバーレーンの首都マナマで開催される予定であったが、現地の政治状況を考慮して場所をパリのユネスコ本部に変更して、6月19～29日の会期で開催された。

新規遺産の審査については、自然遺産3件、文化遺産21件、複合遺産1件の記載が認められて、世界遺産の総数は文化遺産725件、自然遺産183件、複合遺産28件、総数936件となった。

日本からの3件の申請のうち、「小笠原諸島」と「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」は記載、国立西洋美術館を含む「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献」は記載延期の決定を受けた。

平泉は、2008年委員会での記載延期決定後、資産のテーマ、種類と範囲を絞りこんでの再挑戦であった。日本からの再提案に対しイコモスは、浄土庭園の歴史とは関係ないとして構成資産から柳之御所遺跡の除外、従って資産名称から考古学的遺跡群の語の削除、日本の浄土庭園のデザインは人類史上の重要な段階を物語るものではないとして価値基準ivの不適用など、条件付きの記載勧告を出していた。これら条件のうち資産名称については豪からの提案により、庭園は実際のところ考古学的遺跡であるとして日本からの申請通りの名称が採択されたが、柳之御所遺跡については、中国が再考を求める発言をしたものの議論はそれ以上には進まなかった。また登録基準ivについての議論も行われなかった。

平泉の総合的な評価の上で柳之御所遺跡及び評価基準ivの扱いは、例え国際社会でも専門家の意見は分かるところであろう。イコモスは、大陸から伝わった浄土思想が日本の建築・庭園デザインに与えた影響という最も狭い枠組みに絞って平泉の世界遺産としての価値を評価して、それ以外の要素を注意

深く排除してきた。イコモスは、これまでの審査でここまで厳密に要素の切り分けを行ってきただろうか。シリアルノミネーションの考え方に対する厳しい態度の表明であり、日本で申請書を準備しているところは十分に参考にしなくてはならないが、しかし同時に、イコモスの審査の一貫性についての疑問ともども、文化遺産の審査のあり方、その難しさについて改めて考えさせられた。

ル・コルビュジエの遺産については、イコモスの勧告は最も厳しい不記載であったが、委員国から修正議案が出て記載延期に留まった。いくつかのマスターピース（いずれもフランス国内の資産）に限って単体の申請なら可というイコモスの勧告に従って不記載という結果が出てしまったら、シリアルでの登録は今後不可能になる。すでに複数の国を巻き込んで申請準備を行ってきたフランス政府はいまさら方針の変更はできないであろう。イコモスの勧告の書き方も異例であったし、またこうした近代建築の巨匠の遺産の登録方法についての議論がきちんと行われていない現状では、シリアルの可能性も残した委員会の決定は妥当であったと筆者は思う。

新規遺産の審査について特筆すべきは、昨年と同じく今年の委員会においても、諮問機関の勧告がごとごとく覆されて記載の決定が続出したことである。委員会が最終決定権を持つ以上これまでも同様なことは起きていたが、昨年は特にそれが顕著で参加者を啞然とさせた。今年もそれが継続したことになる。委員会の構成国が昨年と変わっていないのだから予想された結果ではある。委員国のうちのスイス、スウェーデンなどわずか数か国が良識ある判断を出そうとして抵抗するが、しかし多勢に無勢である。昨年までは秘密投票にすればそれなりの妥当な結果が得られていたが、今年はその期待も裏切られて諮問機関の勧告が次々と覆されていった。イコモスの意見を尊重して良識的に判断しようとする国は欧米諸国であるが、これに対抗する中東や南米諸国の発言は、これこそが政府間委員会のあり方であると言わんばかりに相当に辛辣であった。今年11月の締約国



総会で委員国の一部が入れ替わるが、これが一過性のことで済むかどうかは予測がつかない。さすがにイコモスの審査担当者からも、今後の改善の方向として、申請国との対話の重要性を認める発言が出た。委員会の意志決定方法と諮問機関の審査プロセス、いずれも条約40周年に際して検討すべき重要な課題である。

保全状況の審査については135件の審査が行われ、その結果、危機遺産リストからマナス野生生物保護区(インド)1件を削除、リオ・プラタノ生物圏保護区(ホンデュラス)、スマトラの熱帯雨林遺産(インドネシア)2件を追加して、危機遺産リスト記載の遺産の数は35件となった。

関係国が対立しているエルサレム旧市及びカンボジアのプレア・ビヘア寺院については、本会議の前にそれぞれ個別に関係者のみで連日の協議が重ねられた。しかし特に国境問題で一触即発の緊張関係にあるプレア・ビヘア寺院について、カンボジアとタイの協議は整わず、時間切れのまま本会議での審議となった(カンボジアが用意した保存管理計画の扱いが主たる争点)。本会議でタイは審議延期を求めたが、延期に必要なもう一か国の委員国の賛成が得られず議長は規則に従い審議を開始、協議が整わないままの議案が提示されることになると、タイ代表団は条約からの脱退を宣言して会場を退出した。ただし脱退は当該国政府からユネスコ事務局長への正式の脱退表明の文書に基づき、かつその12か月後に効力を発揮することになるため、タイ代表のその発言のみでは脱退は成立していない。タイでは首相の交代が決まったところであり、実際に脱退の文書を送ることになるのかどうか、現時点で筆者は情報を得ていない。脱退の書類を送ることはしないのではないかというのが、委員会関係者の感触であった。

世界遺産条約特別委員会第4回会合報告

2011年9月28日、18時半～21時まで、岩波書店ビル地下1階会議室にて、世界遺産条約特別委員会第4回会合が開催された。出席者は、西村幸夫、赤坂 信、伊藤延男、稲葉信子、大野 渉、岡田保良、苅谷勇雅、窪寺 茂、河野俊行、中川 武、宗田好史、毛利和雄、矢野和之、山内奈美子、宮崎 彩、藤岡麻理子、および外務省；貝塚寛子、守山弘子、宇津山祥子、文化庁；小林万里子、西 和彦、坂本真樹の各氏であった(敬称略、順不同)。

まず、委員長より、これまでの特別委員会の活動概要、および外務省と文化庁に提出した提案文書について説明がなされた。その後、関連省庁(外務省・文化庁・環境省・林野庁)が合同で作成した「世界遺産条約採択40周年最終会合日程概要案」を手元に置きながら、外務省より、世界遺産条約採択40周年記念最終会合に関し、以下のような準備状況の報告を受けた。

- ・日本政府内における実行委員会とその諮問委員会の設置
- ・関連省庁の協議による「世界遺産条約採択40周年最終会合日程概要案」の作成
- ・世界遺産センターへの「概要案」の提示

さらに、2012年2月には、ユネスコ・Bokova事務局長が平泉の世界遺産登録セレモニーのため来日し、それに併せて世界遺産条約40周年に関する国際会議(2月16、17日予定)も開催されるとの今後のスケジュール情報が提供された。

以上を踏まえ、以下のような議論が展開された。

■全体的枠組みとロジスティック等について

日本政府はユネスコ・日本政府共催となることを想定して進めてきたが、ユネスコは日本政府主催と考えている様子であること、費用については、日本側は、外務省、文化庁、環境省、林野庁で負担し、

ユネスコは、外務省の文化遺産保存日本信託基金を活用してユネスコ分を負担する予定であることが外務省より説明された。さらに、参加者としては、国内外専門家、自治体担当者、世界遺産推進に関わる民間団体、市民、マスコミ等を想定しており、広く一般に関心をもってもらえる内容にしたいとの意向が示された。開催地は京都、会場キャパシティは600人強とのことであった。

3日間の本会合のほか、サイドイベントとして、ユースフォーラム、専門家フォーラムの開催の可能性についても議論があった。日本イコモス側からは双方について、枠組みの提案がなされた。特に、専門家フォーラムについては、本会合は形式的な面も多々あり、具体的議論を行う時間が十分にとれない可能性があることを踏まえ、意欲的な意見が交わされた。ただし、文化庁と外務省サイドからは、省庁は、本会合の運営で手一杯のため、自治体の協力が不可欠との見解が示され、両省庁とも京都やその近隣の自治体とコンタクトをとっていることが情報提供された。議論の中では、各自治体の予算の都合もあるため、早急に準備を進める必要があるとの指摘もなされた。

■会合コンテンツについて

「概要案」への提案という形式で議論が進んだ。

まず、会議全体に及ぶ大きなメッセージ/問いが必要であり、今、世界遺産条約は本当に必要なのか？我々は、heritageをどうしたいのか、heritageは今後どうあるべきなのか？といった「世界遺産条約のjustification」ともいえる問いかけをしていくべき時期だとの主張がなされた。また、こうした大きなメッセージや問題意識の上に、ひとつひとつのセッションをのせていかなくは、話がまとまらないのではないかともしられた。それに対し、建築、都市計画、景観等、異なる様々な分野において文化遺産の価値が認められ、皆が同じようなことを言うようになってきた今、そうした本質的なディベートを行うことは面白いが、それでもなお各々の間には温度差、意識差があり、議論は成り立つのか？終着点を

定めるのは困難かもしれないとの意見が示された。一方で、現在の日本では、観光振興、スーパー国宝というイメージが世界遺産につきまとうことを懸念し、今回の行事を、世界遺産条約の意義や価値について、国民が少し深く考えるきっかけにしたいという世界遺産のポジティブなjustificationを求める意見もあった。

「概要案」には、保護が創造性を抑制するという観点が入っていないという指摘もみられた。ベニスのビエンナーレでは遺産保護の意義を考えさせられる、エキサイティングな展示があったことが紹介された。京都の町屋保存の現場では、creativityと保護に関する住民の主張について対応に苦慮しているとの報告もなされた。

その他、「概要案」に含まれている観光や社会的・経済的発展とも関わるが、「貧困」の問題も世界遺産を考える際の重要なトピックであること、世界遺産を論じる中で無形文化遺産をどう扱っていくことができるか等についても議論が及んだ。

■総括としての京都宣言

会合の総括として「京都宣言」のようなものが採択されることを想定し、その形式と内容が論じられた。世界遺産条約の意義を確認できるような結論にしたい、条約の制度上の問題も踏まえながら、今後の課題リストも盛り込みうる、将来さまざまな機会にreferされるようにすべき、長期的視野にたち、世界遺産条約の今後の10年を提案する内容にすべき等の意見が交わされた。

最後に、外務省より、2012年2月の専門家会合と、11月の本会合に招聘すべき専門家リストを議論テーマと併せて提案してほしいとの依頼があった。プログラム案、専門家リストは11月7～9日の世界遺産条約締約国総会に提出するとのことであり、10月19日(水)に再度特別委員会を開き、ユネスコからのコメントをみながら、日本イコモスとしての最終的な提案をすることとし、閉会した。



世界遺産条約特別委員会第5回会合報告

2011年10月19日 18時半～21時まで、岩波書店ビル地下1階会議室にて、世界遺産条約特別委員会第5回会合が開催された。出席者は、西村幸夫、赤坂 信、秋枝ユミイザベル、伊藤延男、稲葉信子、岡田保良、河野俊行、杉尾邦江、中川 武、益田兼房、宗田好史、矢野和之、山内奈美子、岡橋純子、館崎麻衣子、藤岡麻理子、宮崎 彩、外務省；貝塚寛子、守山弘子、文化庁；小林万里子、西 和彦、坂本真樹（敬称略）の22名である。

まず、前回会合で、人とテーマを併せての提案を依頼されたことをうけて開かれたワーキンググループの作業が報告された。WGからは、「世界遺産条約の将来にわたる有効性の再確認」という大きなテーマを設定し、その下に5つのテーマ、①世界遺産は平和の推進に貢献するか、②世界遺産は貧困から人々を救えるか—発展のdriverになりえるか、③世界遺産は多様性理解に寄与するか—誰のための遺産保全？、④世界遺産は地球環境の将来に寄与するか、⑤世界遺産は創造性を推進するか、をたて、それら5つの問いに答えることで、大テーマである世界遺産条約の有効性と意義が示されるという構成が提案された。この枠組みについては、これまでの議論であったキーワードを、問いかけの形に組み直したともみなしうるとの説明も付された。

外務省からは、前回会合後の進捗状況および、2012年2月に開催される平泉の世界遺産認定登録証授与式に併せて開催を予定している専門家会議について、説明がなされた。

その後、次のような議論が交わされた。

■WG提案の5つの問い、京都宣言について

「平和」を一テーマにするとの提案について、タイとカンボジアの問題が解決していない時に、「平和」を世界遺産に関する議論テーマとして推し出すのは

危ないのではないか。むしろ、基調講演などで、条約に流れる平和の思想を語ってもらうほうが安全との意見が出された。それに対し、冷戦期には、国際協力における文化に対する信仰のようなものがあつたと思うが、それも旧ユーゴ紛争で崩壊してしまった今、文化遺産とは何なのか、その価値、位置づけを哲学的に語ってもらえたら、との展望が語られた。

「京都宣言」に関しては、各問いに対して3パラグラフ程度の回答をつくっていけば、「宣言」になると思うが、各々について、背景をしっかりと書き込まなければ分かりにくいとの指摘があつた。また、将来、referされるようにするために、現状認識が的確で、かつ今後の施策にも結びつくような、本質的な内容を入れていかななくてはならないともされた。

世界遺産登録後の保全管理の徹底も促進してもらいたいといった、ユネスコへの要請を宣言の中に入れるのは、不適切だろうかとの発案がなされたが、それに対しては、今回のような一般公開の場では、テクニカルな問題よりも大きなテーマの問いをしていく方が馴染むだろうとの見解が示された。

■プレ会議について

本会合の直前に専門家会合を行うことを前提に、その枠組みが検討された。文化庁からは、文化庁の予算と自治体のキャパシティを考えれば、3件が限界との発言があつたほか、関連自治体との連絡状況の情報も提供された。

会議テーマに関しては、上記の5つの問いを、保全管理の問題等のテクニカルな面も入れながら3つに集約し、それを各プレ会議でのテーマにするという案も出されたが、アジェンダをもつ自治体もあり、それに合わせるしかない面もあるとの説明が文化庁よりなされた。

■2月の専門家会合について

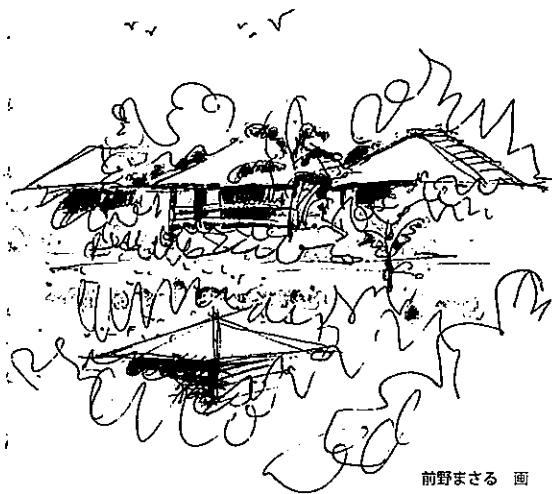
全体会合とするか分科会とするかといった枠組みと議論内容が主に検討され、11月会合のdraft agendaを示し、論点整理も含め、その妥当性について

て参加者全員で論じればよいのではとの提案があった。一方、全体会合の場合、30名ほどの人数に発言機会を確保できるのかという懸念も示された。外務省からは、一連のイベントのメインは平泉であるため、災害関連のテーマも入れてもらわなくてはならないとの発言があった。文化庁からは招聘専門家リスト案が席上配布され、さまざまなコメントが寄せられた。

最後に、2月の会合の招聘専門家とのコンタクトのとり方について、外務省が正式な招待状を送る前に、まずは、日本イコモス事務局より日程打診を行うことが決定された。また、それに先立ち、文化庁作成の専門家リストに追加する形で、日本イコモスより専門家リストを提案することとなった。

次回会合は、11月18日(金)に開き、11月7～9日の世界遺産条約締約国総会の報告等を含めて議論を継続することとして閉会した。

(記録:事務局)



平和のための世界遺産国際研究会報告

杉尾邦江

パリにて開催予定のイコモス第17回総会の事務局に、「平和のための世界遺産国際研究会 (CIIC及び日本イコモス国内委員会合同研究会)」から A draft resolution on new programmes and activities for the 17th General Assembly of ICOMOS を日本イコモス国内委員会委員長西村幸夫、CIIC会長 Victor Fernandez Salinas 両氏の署名文書にして提出し受理されました。ここに文書の送り状(右頁)及び resolution を記載いたします。

■ resolution

World Heritage for peace

Noting that:

- the "World Heritage International Exchange Symposium" held jointly by ICOMOS CIIC and Japan/ICOMOS on November 1st, 2009 in Ise City, Japan, which studied and discussed the future contributions of World Heritage to building and maintaining world peace, concluded that the transmission of World Cultural and Natural Heritage to future generations is essential to the spiritual progress and wellbeing of humankind itself and therefore is an issue that needs serious and urgent actions,

Understanding that:

- World Heritage does contribute to building and maintaining world peace,
- In particular, specific types of heritage, such as cultural routes, trans-national and trans-boundary heritage and serial nominations, possess the strong potential of contributing to the building and main-



■文書の送り状

17th GA of ICOMOS
Draft resolution
World Heritage for Peace
Japan/ICOMOS and ICOMOS CIIC
1st submission

1/3

A draft resolution on new programmes and activities for the 17th
General Assembly of ICOMOS

27 May 2011

Dear distinguished colleagues of ICOMOS,

We hereby submit our draft resolution on World Heritage for Peace as a
resolution on a new programme or activity for your kind and serious
consideration at the 17th General Assembly of ICOMOS to be held in Paris,
2011.

This resolution has been drafted based on the discussion made and the
declaration adopted at an international symposium held on 1 November
2009 in Ise City, Japan, by the participants of the symposium from
ICOMOS CIIC and Japan/ICOMOS, as is amended through subsequent
discussion and improvement by members of CIIC-Japan/ICOMOS
international working group.

Sincerely yours,

Submitted on behalf of the international working group on World Heritage for Peace, consisting of
like-minded members of ICOMOS CIIC and Japan/ICOMOS by:

Yukio NISHIMURA
President of Japan/ICOMOS

Victor Fernandez Salinas
President of ICOMOS CIIC

taining of world peace,

Recognizing that:

- It is important and necessary to expand and deepen the concept and spirit of World Heritage in accordance with the spirit of UNESCO that promotes the Culture of Peace,

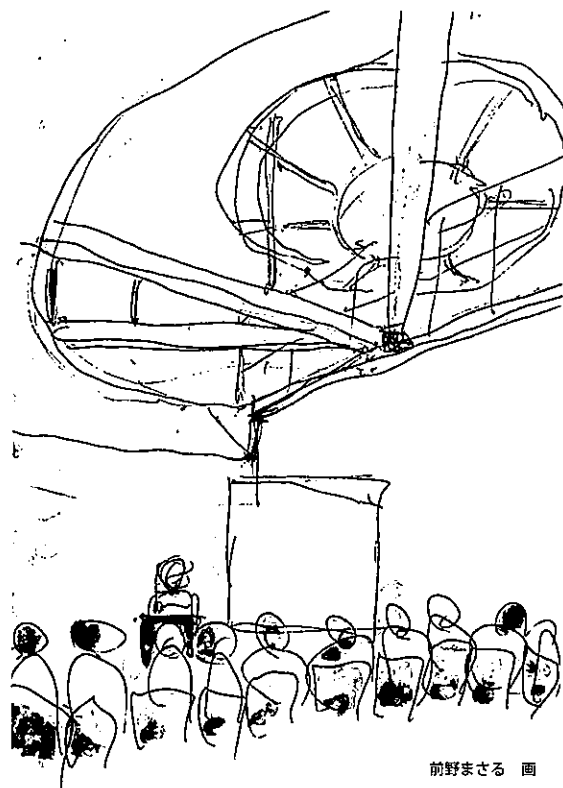
The 17th General Assembly of ICOMOS, meeting in Paris, France, in December 2011 resolves to:

- Establish an international working group to study how World Heritage can and should contribute to the furthering of world peace, including the possibilities of revising the Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, under the leadership of the ICOMOS headquarters,
- Encourage the development of mechanisms with the participation of relevant States Parties that share heritage for the purpose of removing threats to the conservation and transmission of heritage and ensuring the integrated and comprehensive management and monitoring of transnational heritage,
- Promote intercultural heritage, such as cultural routes, encourage the understanding among different stakeholders and enhance it with the purpose of bringing people closer,
- Promote responsible tourism of heritage and welcome the proposal of measures and model projects that benefit the local economy by reducing poverty, a cause of conflicts, as long as such uses do not contradict the principles of World Heritage, and
- Encourage the States Parties to the UNESCO's World Heritage Convention to identify and nominate for inscription on the World Heritage List, cultural routes and serial nominations that make a

significant contribution to the establishment of world peace in a manner that reflects the outcomes of comprehensive scientific research.

このA draft resolution (原文は伊勢宣言) に対する今後の研究のあり方等を討議する国際研究会をパリ総会時に2日間にわたって開催いたします。

結果は日本イコモスインフォメーション誌で報告いたします。



前野まさる 画



「富士山」および「武家の古都・鎌倉」の世界文化遺産登録にかかる推薦書（暫定版）が提出された

西村幸夫

本年9月22日に世界遺産条約関係省庁連絡会議が開催され、「富士山」および「武家の古都・鎌倉」の世界文化遺産推薦が合意された。こののち9月末までに暫定版の推薦書がユネスコ世界遺産センター宛に提出された。推薦書の骨子となる顕著で普遍的な価値証明の概要は以下の通りである。

「富士山」に関しては、歴史的に定着した富士山信仰の文化的伝統を示すもの、ならびに今日に継承された富士山信仰の文化的伝統を示すものとして価値基準の (iii) を、聖なる名山としての景観の類型の顕著な事例として、ならびに日本および日本文化を象徴する名山としての景観の類型の顕著な事例として価値基準の (iv) を、さらに、富嶽三十六景に代表されるような芸術作品の源泉となり、同時に日本および日本文化の象徴として記号化された意味を持つ点で価値基準の (vi) を適用することを提案している。

富士山の秀麗な姿が信仰を生み出し、景観の類型を生み出し、さらには芸術作品を生み出した、という3点を主張している。もとよりこうした主張が可能であるのは富士山のたぐいまれな自然美があるからなので、その意味で言う「優れた自然美」を顕著な普遍的価値として位置づけている価値基準の (vii) を適用すること、それも価値基準 (vii) を文化遺産の基準として適用することが望ましいという声は内外からあがっていた。しかし、価値基準 (vii) を文化遺産に適用した事例が過去にないことから、事務局としては早期の登録を目指す立場から価値基準 (vii) は提案しないという立場を取っている。

「武家の古都・鎌倉」に関しては、以降700年にわたる武家政権の発祥地として、さらには今日に至る日本文化の基層を形成する武家文化の出発点として唯一無二の物証として価値基準 (iii) を、同時に、武家が自然地形に積極的に働きかけ、機能的に整備し

た政権所在地の希有な類型として価値基準 (iv) を適用することを提案している。

古代の貴族文化と決別して新しい政権体制による国家支配が、単なる武力によるものではなく、武家文化というものを生み出し、それが禅宗寺院の大伽藍を生み、茶の文化を日本に導入する役割を果たしているといった文化的な側面を強調している点に特色がある。

「武家の古都」を英語版では Home of the SAMURAI と表現している。Home という言い回しには、物理的な古都であるというよりもサムライの故郷としての鎌倉を表現したいという意図が込められている。

暫定版の世界遺産センターへの提出は、体裁に問題がないかをセンターに確認してもらう意味がある。今後、来年2月1日までに正式版を提出することになるが、問題が指摘されない限り、基本的には今回提出した暫定版がほぼそのまま正式版となることになる。

その後、来年の後半にイコモスによる現地調査が実施され、ユネスコの世界遺産委員会で登録の可否が議論されるのは2013年の6月頃ということになる。



富士講の盛んな様子を示す「富士登山寿双六」

世界遺産暫定候補地における国際会議

岡田保良

鎌倉と富士山が今年度中に世界遺産候補としてユネスコに推薦すると文化庁が公言し、その次は富岡か、という非公式報道が話題になったりと、このところ世界遺産暫定候補をめぐる各地の動向には今までにはない高まりがある。それに合わせていわゆる「国際会議」なるイベントの開催も相次いでいる。平成18年度に暫定候補が公募され、その後多くの候補地自治体が横一線で推薦書作りに取りかかったのを契機に、同時にそのプロセスも概ね横並びで、国内レベルの専門家委員会を立ち上げるとともに、海外から招聘される世界遺産登録に通じたアドバイザーを交えた国際レベルの会議を節目節目に開催するというパターンが全国的に定着したという背景がある。したがって、そうした会議や集会の内容は、それぞれの候補遺産が主張する普遍的価値や、推薦書づくりの途中経過を自ずから反映したものになる。ここではそうした会議の中から直近の2件を報告する。

1) 群馬県「富岡製糸場と関連遺産群」

・国際専門家会議(10月29~30日、前橋市)及びシンポジウム(31日、前橋市)。会議に先立って富岡製糸場はじめ4箇所の構成資産候補地の視察も行われた。

・海外からディヌ・ブンバル(カナダ)、タマシュ・フェヤルディ(ハンガリー)、マッシモ・プレイテ(イタリア)の各氏を招聘。いずれも前回について2度目の参加。ほかに筆者を含む国内委員4名と世界遺産室長以下文化庁からも多数の関係者が議論に加わった。

・会議では、本遺産の普遍的価値と適用すべき評価基準、さらに最終的に推薦すべき構成資産について第1日に、第2日にはそれら資産とバッファの範囲、及び実効性のある保存管理システム、推薦遺

産の名称についても議論が交わされ、構成資産を製糸場など4箇所に絞る方向が示された。シンポジウムでは会議報告のほか、フェヤルディ氏と文化庁世界遺産室長小林万里子氏の講演、地域住民と世界遺産との関わりをテーマとするパネル(座長・荻谷勇雅氏)が行われた。

2) 福岡県「宗像・沖ノ島と関連遺産群」

・国際専門家会議(11月3~4日、宗像市)のほか、それに先立って沖ノ島を含む構成資産候補地の視察も行われた。

・海外から世界遺産専門家としてガミニ・ウィジェスリヤ(イクロム)、イム・ヒョジュ(韓国)、ワン・ウェイ(中国)。クリストファー・ヤング(イギリス)の各氏を招いたほか、比較研究を委託する国内外の研究者も、西谷正委員長ほか国内委員や文化庁担当者とともにテーブルを囲んだ。

・2日間を通して、2本の関連研究報告のほかは、多くの時間をOUVと適用基準の議論に費やし、この候補遺産の中核をなす沖ノ島以外に、宗像大社、関連の古墳群など考古遺跡のどこまでを構成資産とするかについて、OUVへの貢献という観点から意見が交わされた。宗像三社にとどまらず、関連の深い古墳群も候補に組み入れるべきとする意見が多く示された。

以上のほか、「九州・山口の近代化産業遺産群」や「長崎の教会群」においても、この11月中に海外の専門家を招いて推薦書作成に向けた会議が開催されている。また年明け年度内には、「百舌鳥・古市の古墳群」と「佐渡の金・銀山」でも国際会議を計画している。



シンポジウム「世界遺産・平泉に学ぶ —世界遺産と都市—」報告

荻谷勇雅

シンポジウム「世界遺産・平泉に学ぶ—世界遺産と都市—」が2011年10月23日、東京国立博物館平成館で開催された。プログラムは3つの講演と公開討論で構成され、間に映像により今回世界遺産に登録された平泉、今後の登録を待つ国立西洋美術館、鎌倉、百舌鳥・古市古墳群の資産紹介がされるという、盛り沢山の内容であった。以下、その概略を報告したい。

最初に登壇したのは近藤誠一文化庁長官。「世界遺産と日本」と題して基調講演を行った。近藤長官は外務省文化交流部長、ユネスコ日本政府代表部大使等を歴任したが、特に石見銀山の世界遺産登録時に大きな力を発揮したことが記憶に新しい。

この講演の冒頭、近藤長官は、3年前にユネスコ大使として平泉の文化遺産を推薦し記載延期となったが、今回、文化庁長官として世界遺産委員会に出席し、登録が成就したのは特別の経験であったと発言。しかし、平泉では今回審査対象とした構成資産のうち柳之御所が認められなかったことの理由考察も含めて、世界遺産登録の課題を挙げた。登録の評価基準とその解釈をめぐる、西欧中心の価値観にたちすぎているのではないかと批判があること、世界遺産リストの地域インバランスの問題、そしてその原因の一つとしての世界遺産委員会委員国の構成のインバランスの課題をあげた。ユネスコの諸委員会は世界各国を地域割りでもバランスをとっているが、世界遺産委員会のみ地域割りがないため、途上国等の不満があるとの指摘もあった。

また、近藤長官は日本の価値観として、人間は自然の一部とする自然観、あいまいさの受容、絶対的平和思想、他文化の吸収と洗練化を挙げた。日本の文化、文化財の価値の根底にはこの4点があると指摘し、その上でこの日本文化の特質と世界文化遺産

の接点をどう築くかについて、石見銀山と平泉の文化遺産の登録時に我が国がどのように世界に対して理解を広げようとしたかを語った。さらに今後の日本の世界遺産登録への貢献として、世界遺産委員会の政治化への対処、イコモスと委員国との対話促進、日本的（東洋的）価値観の一層の反映を挙げた。

外交を熟知し、かつ現在、日本の文化遺産保護の最高責任者である近藤長官の基調講演は、その率直な語りぶりも含めて、聴衆に深い感銘を与えた。

次に、平泉文化遺産センター館長の矢野邦宣氏が「東北復興の光、世界遺産平泉」と題して講演した。

矢野氏は、平泉は奥州藤原氏がみちのくの中央に、この世の浄土を建設したものであり、法華経の平等思想に基づき、都とは異なる、都と対抗しうる高度な文化を築いたと述べると共に、その脈絡のなかで中尊寺や毛越寺、金鶏山等を意味づけた。

国立西洋美術館館長の青柳正規氏は「世界遺産登録の課題～都市との関わり～」と題して問題提起を行った。青柳氏はまず、世界遺産936件の内文化遺産が725件とした上で、人口あたりの文化遺産は欧米が圧倒的に多いことを示し、その理由の一つとして「ものを残す」蓄積文化のヨーロッパと、伊勢神宮の式年遷宮のように「ノウハウを残す」循環文化の違いがあると指摘する。世界文化遺産の登録制度はブランド力が高まり、ユネスコの活動をビジネスに表現する意味では大成功といえるが、いまだ登録は1000に満たず、人類全体の文化の多様性を示し、保全するには十分ではない。発展途上国等の世界文化遺産を増やす努力をする一方、無形文化遺産や世界記憶遺産の3つをトータルに、対等に考える必要があると述べた。

プログラム最後の公開討論「世界遺産と都市」は、NHK解説委員の毛利和雄氏をコーディネーターに、青柳正規、矢野邦宣、岡田保良（国土舘大学教授）、佐藤信（東京大学大学院教授）、宗田好史（京都府立大学准教授）の5氏が登壇して、特に平泉と鎌倉について、その歴史都市としての価値について議論された。

岡田氏は古代メソポタミアや地中海文明は、国家成立以前に都市もしくは都市国家が成立したが、日本は都市以前に国家があったといえる。平泉と鎌倉は都市を都市としてつくろうとした初期のものであると指摘した。

佐藤氏は平泉は古代から中世にかけての東北日本の首都としての都市と捉えて良いが、世界遺産登録においては、柳之御所が構成資産から削除されたことにより、都市としての把握が薄くなった。日本の都市の独自性が理解されなかったと言える。鎌倉の構成資産は寺院群が中心で、都市としてのとらえ方がなされていない。英文では“Home of the SAMURAI”とされ、都市が抜けたと指摘した。

宗田氏は、京都、奈良は歴史都市として世界遺産登録されているのではなく、個別の資産とバッファゾーンを設定して世界遺産を構成している。鎌倉は現在は歴史都市としての姿に乏しいが、歴史都市はこれからつくるものとも言え、今後どうつくっていくかの計画が必要だと述べた。

以上、今回のシンポジウムは、平泉の世界遺産登録をめざした取り組みを軸に、日本における世界遺産登録の課題や展望、および世界遺産条約の将来について検討することをテーマに掲げた、タイムリーで充実したプログラムであった。午前10時から午後4時半までにわたる長時間の催しではあったが、多くの聴衆が最後まで熱心に聴き入り、成功したと言える。私も大きな充実感を味わいつつ帰路についた。



シンポジウムの様子

歴史的都市景観に関する勧告について

下間久美子

1. はじめに

2011年10月25日から同年11月10日にかけて、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の第36回総会がパリのユネスコ本部で開催された。会期中、11月5日に開催された文化委員会では、「歴史的都市景観に関する勧告（Recommendation on the Historic Urban Landscape）」が全会一致で採択された。

本稿は、勧告最終案の作成を目的とする国家間専門家会合（2011年5月25～27日）での議論を踏まえつつ、この新しい勧告についての情報提供を行うものである。

2. 勧告採択までの経緯

ユネスコでは、条約、勧告、宣言をまとめて規律文書（standard-setting documents）と呼ぶが、「歴史的都市景観に関する勧告」は、「歴史的都市の保護と現代的役割に関する1976年勧告」をはじめとする既存の都市保全関連の規律文書を、補完・拡大するものとして作成された。その必要性は、世界遺産の議論から生じ、高まってきたとされる。

世界遺産リストには、現在、153カ国における936遺産（文化725件、自然183件、複合28件）が登録されている。ユネスコによれば、このうちの200件が都市遺産に該当する。また、約350件の遺産が都市部に所在するとも言われている。

こうした都市遺産に関しては、21世紀に入る頃から都市化、観光需要の高まり、不適切な現代建築の建設等の問題が次々に生じてきた。例えば、「カトマンズ渓谷」（ネパール）、「イスファハンのイマーム広場」（イラン）、「ケルン大聖堂」（ドイツ）、「ドレスデン・エルベ渓谷」（ドイツ、2009年に世界遺産リストから削除）、「フェルテール／ノイジードラーゼーの文化的景観」（オーストリア、ハンガリー）、「ロン



ドン塔」(英国)、「サント・ペテルスブルグ歴史地区と関連建造物群」(ロシア)等である。

このような中で、都市の保全については問題が顕在化した遺産ごとに個別に論じるだけではなく、世界の共通課題として国際社会全体が協力して取り組むべきという考え方が強くなり、2005年5月には、第27回世界遺産委員会(2003年)の決議に基づき、「世界遺産と現代建築－歴史的都市景観の管理」と題する国際会議がウィーン(オーストリア)で開催された。会議を招致したウィーン市でも、当時、世界遺産「ウィーン歴史地区」の緩衝地帯で高層ビルの建設問題が生じていた。

会議は55カ国及び関係機関より専門家600人以上の参加を得て行われ、その成果として「世界遺産と現代建築－歴史的都市景観の管理－に関するウィーン・メモランダム」がまとめられた。このメモランダムは、取り組みの手引書としては観念的すぎるとの批判も一部にあったが、歴史的都市景観に関連する新たな勧告の策定を提案し、「歴史的都市景観に関する勧告」の制定へと踏み出すきっかけを作った。

第29回世界遺産委員会(2005年)でウィーン・メモランダムの報告がなされた後、第15回世界遺産条約締約国会議(2005年)では、このメモランダムに基づく「歴史的都市景観の保全に係るウィーン宣言」が採択された。新たな勧告作成の審議及び手続きは、世界遺産委員会からユネスコ総会及び執行委員会へと移ったものの、事務局作業には、世界遺産センターが引き続き積極的に関わった。2010年7月に世界遺産センター所長からユネスコ文化担当事務局長補に昇格したバンダリン氏は、一連の業務の中で、一層のイニシアチブを発揮した。

第35回ユネスコ総会(2009年)で勧告案の作成に着手することが決定されると、2010年2月に「歴史的都市景観の保全に関する勧告に係る専門家会合」が開催されて勧告草案がまとめられ、同年8月には意見照会のために各ユネスコ加盟国に送付され、30カ国からの意見に基づき勧告草案の見直しが行われた。2011年5月には、国家間専門家会合が開催され、

日本を含む55加盟国、1準加盟国、18関連機関の出席の下、第36回ユネスコ総会(2011年10～11月)に提出するための勧告案が審議された。

この間、世界遺産都市プログラム(World Heritage Cities Programme)の中でも多くの専門家会合が開催され、その成果が勧告作成に反映された。これらについては、世界遺産公式ホームページ(<http://whc.unesco.org/>)で情報が公開されているので、参照されたい。

3. 「歴史的都市景観に関する勧告」について

次頁の【表】は、「歴史的都市の保護と現代的役割に関する1976年勧告」(以下、1976年勧告)と「歴史的都市景観に関する勧告」(以下、HUL勧告)の構成を示したものである。

1976年勧告では、歴史的地区を「都市環境又は田園環境の中で人間の居住地を形成する建造物、工作物及び空間の群(考古学的及び古生物学的遺跡を含む)であって、考古学的、建築的、先史的、歴史的、美的又は社会文化的見地から一体性及び価値が認められるもの」と定義し、「極めて多様なこれらの“地区”のうちには、特に、先史遺跡、歴史的都市、旧市街区、村落及び小部落並びに原則として改変されることなく注意深く保存された均質な記念工作物群を挙げることができる」としている。歴史的地区を遺産の一類型として捉え、「均質性」に重点を置き、39パラグラフ(第8～46パラグラフ)を費やして保全措置のあり方を示した規範的な内容となっている。

これに対し、HUL勧告では、歴史的都市景観を「文化及び自然の価値や特性の歴史的な層として理解される都市の区域であり、“歴史的市街地”や“遺産群”といった発想を越え、より広い都市的文脈やその地理的環境を含むもの」としている。広い都市的文脈には、歴史や地形・水系・自然の特徴、歴史的及び現代的環境、地上及び地下の都市基盤施設、広場、庭園、土地利用形態、社会的及び文化的な慣習や価値観、経済過程、多様性やアイデンティティと関連する遺産の無形の要素等が含まれる。

HUL勧告が1976年勧告と異なるのは、都市空間の均質性よりは多様性・重層性を尊重し、保全措置の規範ではなく指針を示している点にある。その土地に根ざした居住環境の質の保持を目的とした「歴史的都市景観アプローチ」を手法として提唱し、「歴史的都市景観の課題と可能性」を明記することで、持続的開発に関わる諸分野と共有できる目標を掲げているところに特徴が見られよう。

市場の自由化、民営化の促進、グローバル化等に伴う合理化、画一化、非個性化が都市の歴史的な特徴を破壊するといった積年の問題に加え、1976年勧告採択以降には、都市の貧困、地球環境の変動、観光業との協調、現代建築との調和等、都市保全において対応すべき新たな課題が顕在化してきた。その一方、遺産保全の取り組みにおいては、歴史的都市の価値や特性を分析する観点も豊かになり、保全の手法や手段等も発展してきた。とりわけ、変化と連続性、時代の重層性、文化の価値体系の多様性、有形及び無形の要素、人間と自然の関わり、遺産の周辺環境の保全、遺産管理における地域社会の役割等の議論は、1976年当時からは格段の進展を見せ、国際社会の共通理解も様々な形でまとまりつつある。

これらの状況を踏まえて近年の課題と今後の方向性を整理しただけではなく、HUL勧告が人々の理解と協力を形成するプラットフォームとなるよう考慮されている点に、この35年間の意識の変化が象徴されているように感じられるのである。

4. おわりに

もともと、HUL勧告の草案には、「行動計画」が付属文書として付されていた。ユネスコ手続規則では、勧告の履行状況を把握するために6年ごとの報告を加盟国に定めている。しかし、これまでの勧告については、採択後に十分なフォローアップがとられていないとされる。この報告の仕組みと「行動計画」により、HUL勧告の実効性を高める発想である。

1976年勧告採択当時と比べ、これから取り扱おうとしている歴史的都市景観は多種多様である。それぞれの独自性を尊重した取り組みが地域社会や遺産保持国によって適切に行われるためには、「行動計画」により一定のステップを示しつつ、6年ごとの報告機会を捉えて進捗状況を確認し合い、課題を共有し、国際社会としても対策をとることが重要と考えられたのであろう。しかし、ユネスコ法律顧問の助言により、HUL勧告最終案に行動計画が付属文書として残ることはなかった。

このような経緯を振り返ると、「勧告」という法的拘束力を持たない規律文書ではあるが、国際社会全体が協力しながら、その普及と実行にどこまで踏み込んでいけるかが、HUL勧告の真の意義と挑戦であるように思われるのである。

【表】 HUL 勧告と 1976 年勧告の構成

HUL 勧告	1976 年勧告
前文	前文
序文 (1～7)	I 定義 (1)
I 定義 (8～13)	II 一般原則 (2～6)
II 歴史的都市景観の課題と可能性 (14～20)	III 国内的、地域的、地方的政策 (7)
III 政策 (21～23)	IV 保全措置 (8～46)
IV 手段 (24)	V 研究、教育及び情報 (47～53)
V 人材育成、研究、情報及び交流 (25～27)	VI 国際協力 (54～55)
VI 国際協力 (28～30)	
付属文書－用語の定義－	

括弧内の数字はパラグラフの番号



歴史的港湾都市「鞆の浦」保護取組の近況

益田兼房

広島県福山市鞆地区にある「鞆の浦」の保存について、広島県主催の賛否両側の地域住民が参加する「鞆地区地域新興住民協議会」の議論が、最終段階に近づきつつある。鞆の浦を埋め立てて道路架橋を建設するか、歴史的町並み景観の破壊を避ける山側トンネルでバイパスを作るか、知事の最終的な決断が迫っている、とマスコミは見ている。

埋立架橋については、地元住民が原告となり、公有水面埋立認可阻止と景観保護のため「鞆の浦世界遺産訴訟」と名付けて、2008年4月に行政訴訟を広島地裁に提訴し、2009年10月には原告側全面勝訴の判決があった。広島県はこれを不服として広島高裁に控訴したが、同年11月の知事選挙により埋立推進派知事は敗退した。住民協議会を立ち上げ、その結果を待ちたいとする新知事の要請を受けて、高裁では審議が始まっていない。知事の決断によっては、高裁訴訟も取り下げや和解となる可能性が生まれている。

イコモスでは、その文化遺産としての高い価値を、海外を含む多くの分野の専門家が認めてきた。国際的には、すでに2005年西安総会、2008年ケベック総会を含む、イコモスの国際的な会合の場で4回にわたり、日本政府・広島県・福山市に対して要望書や勧告が発せられており、日本イコモス国内委員会に対してもそれらの実現のため積極的な活動を行うよう、要請がなされている。判決直後の2009年11月には、イコモス会長Araoz氏が現地調査を行い、広島県新知事及び福山市長への保存の要望をされている。

日本イコモス国内委員会は、2004年にこの問題に関する活動を、規約による「文化遺産と都市開発の課題検討小委員会」の担当とし、上記の国際勧告を受けての関係各方面への要請や、国際的学術団体と

しての調査活動、研究会等を行ってきた。2007年には、港湾埋立架橋道路建設工事着手の手続きが地元で始まったことから、「鞆の浦」の保全問題に専念する第6小委員会（鞆ノ浦の問題に関する研究）を新規に設置した。小委員会では、関連する多方面の専門家のご協力を得て、「歴史的港湾都市鞆の浦文化遺産保全に関する調査研究部会」を構成し、それぞれの客観的学術的な立場からの調査研究に基づき報告書を作成、その内容をイコモスHPに掲載して公表した。この内容の多くが地裁判決に取り入れられたのは、イコモスの客観的学術的な貢献が認められたものと考えられる。

鞆の浦には、すでに重文建造物、史跡名勝などの国県市の指定文化財が多数有り、近世港湾施設、伝統的建造物群、文化的景観等についても高い評価がなされている。これらの景観的価値を総合的に評価する方法が、新たに必要となっていると考えられる。このため現在、第6小委員会としては、世界遺産評価項目を活用して、国際的な視点も入れた文化遺産としての価値について、各分野の専門家に分担執筆をお願いしているところである。鞆の浦の保存がきまった段階で、これらの文化遺産の価値評価の視点を活かした、新しいまちづくりが始まることが期待される。



図1 医王寺辺からみた鞆の浦



図2 鞆の浦港湾全景

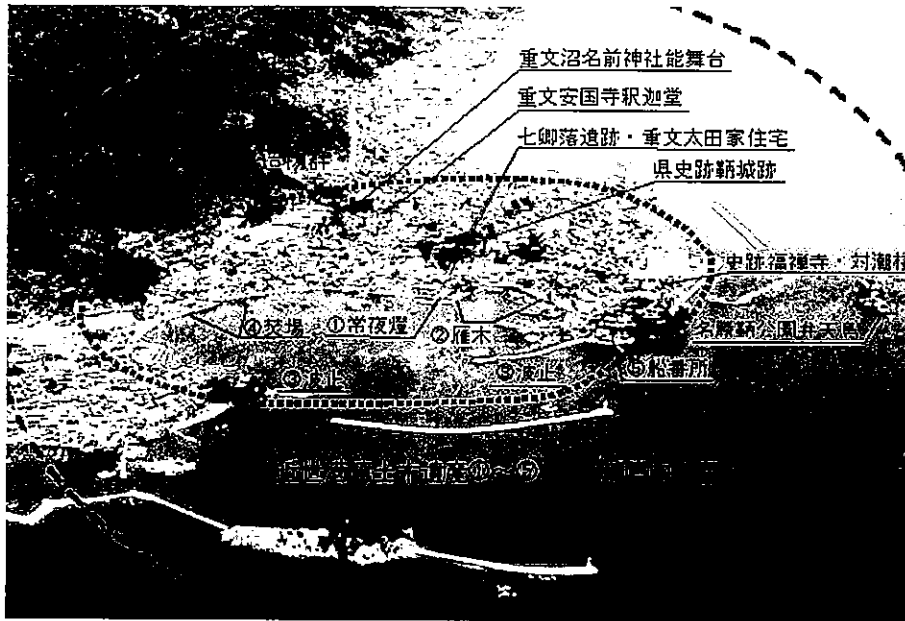


図3 鵜の浦の文化遺産

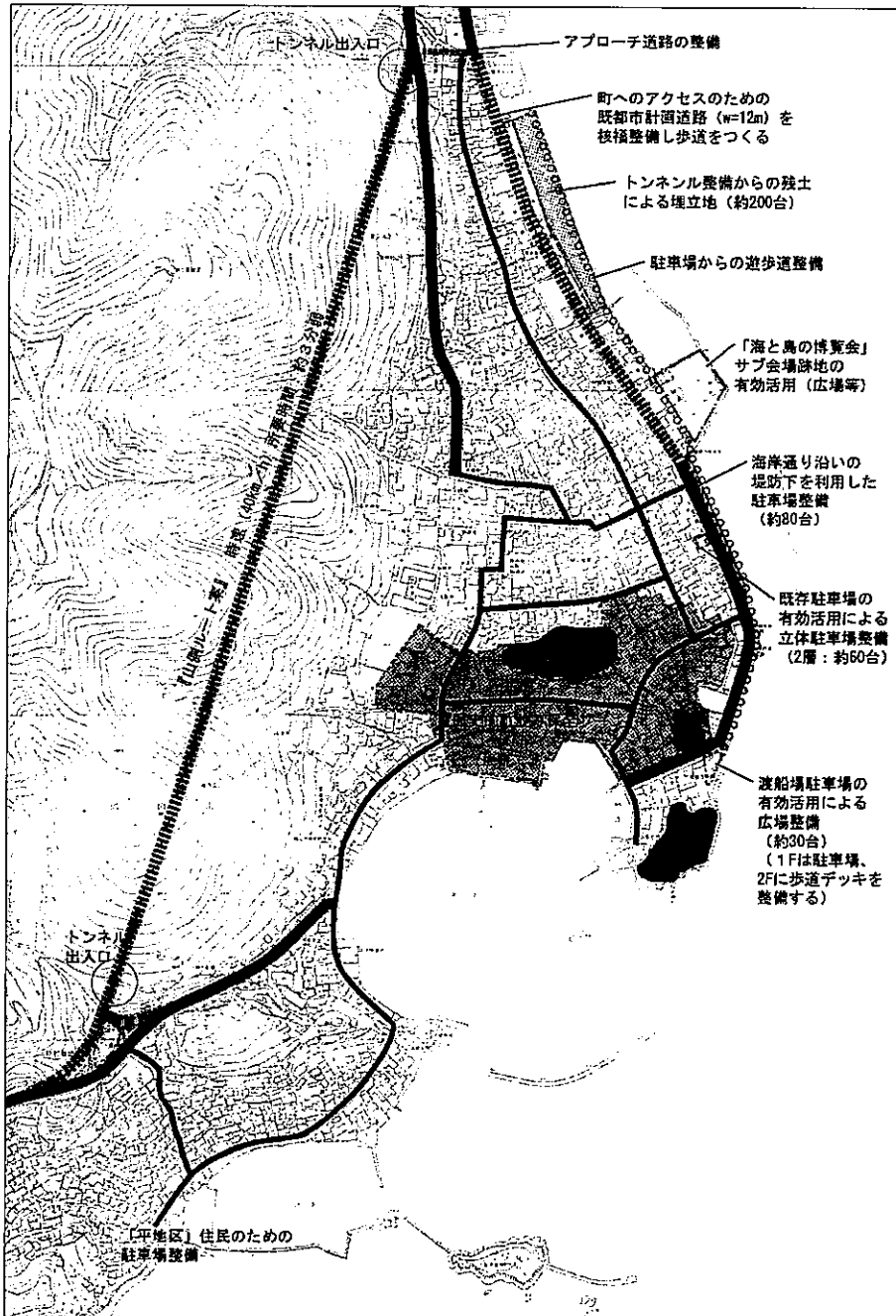


図4 「鵜を愛する会」提案のトンネルバイパス・駐車場等

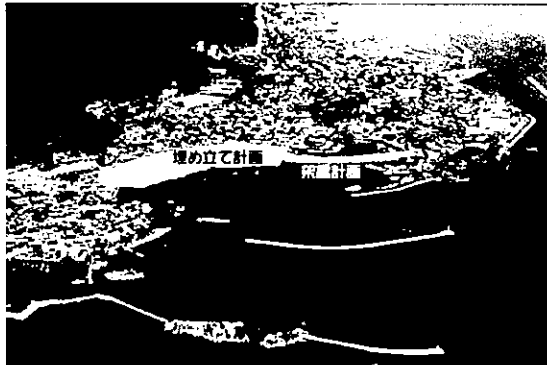


図5 埋立架橋道路位置



図6 埋立架橋道路予想図

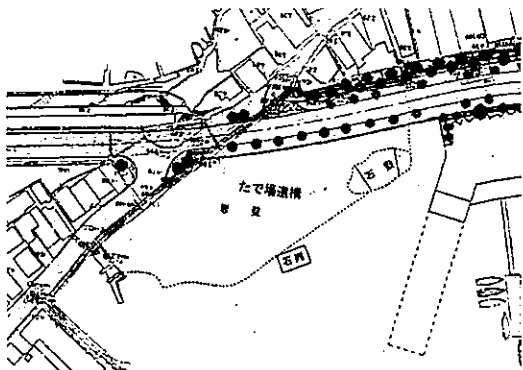


図7 焚場埋立位置

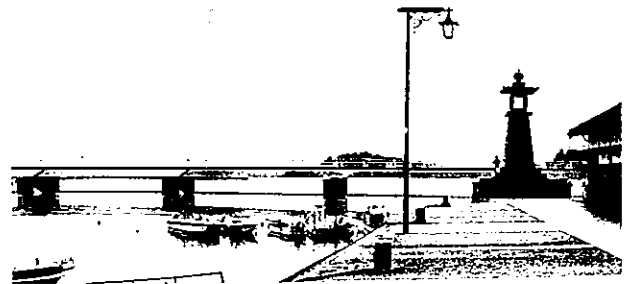


図8 埋立架橋道路予想図

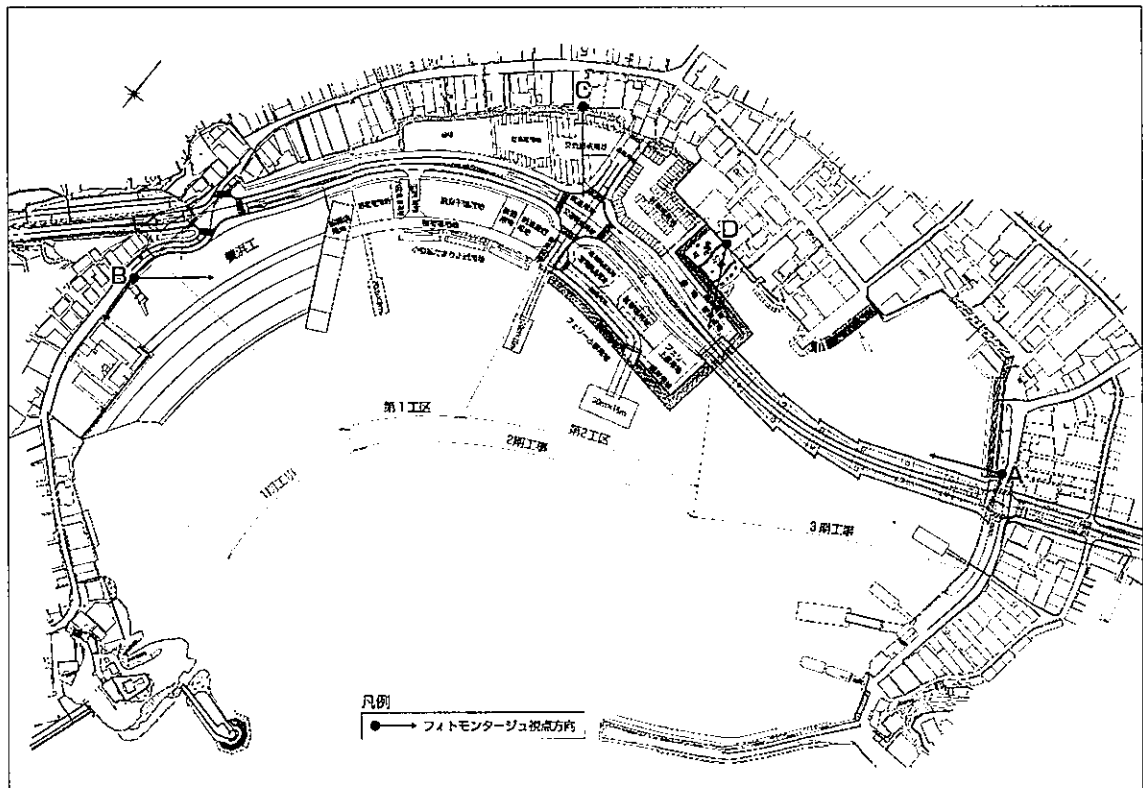


図9 広島県・福山市「鞆地区道路港湾整備事業」計画図、計画交通量 7300 台 / 日

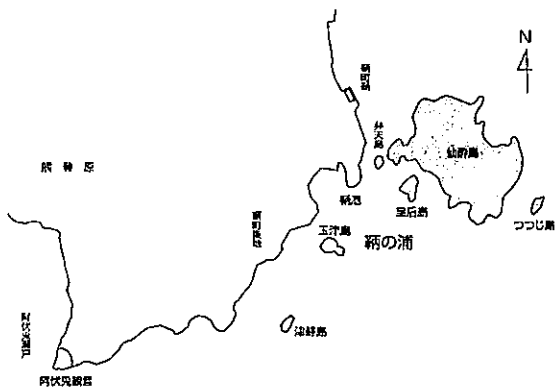


図10 名勝「鞆公園」の範囲（島と陸地部分）

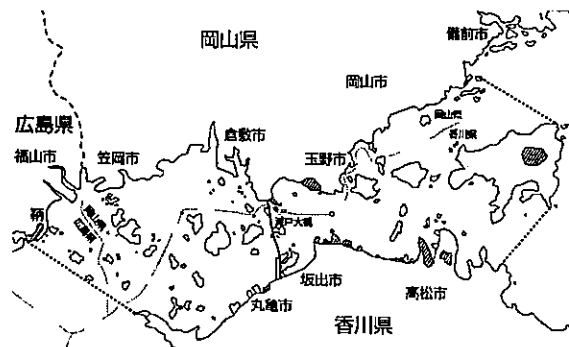


図11 瀬戸内海国立公園、当初（1934年）の指定区域（点線のなか）

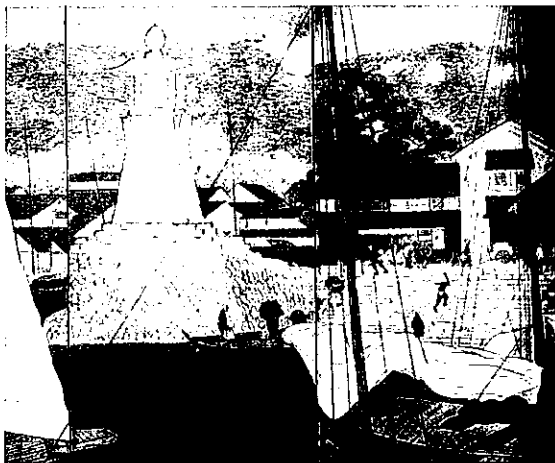


図12 小野竹喬「港」1911年（部分）



図13 対潮楼（国史跡）からの仙酔島の眺め



図14 池田通邨「みなとの曇り日」1914年（部分）



図15 吉田博「瀬戸内海、鞆之港」1930年

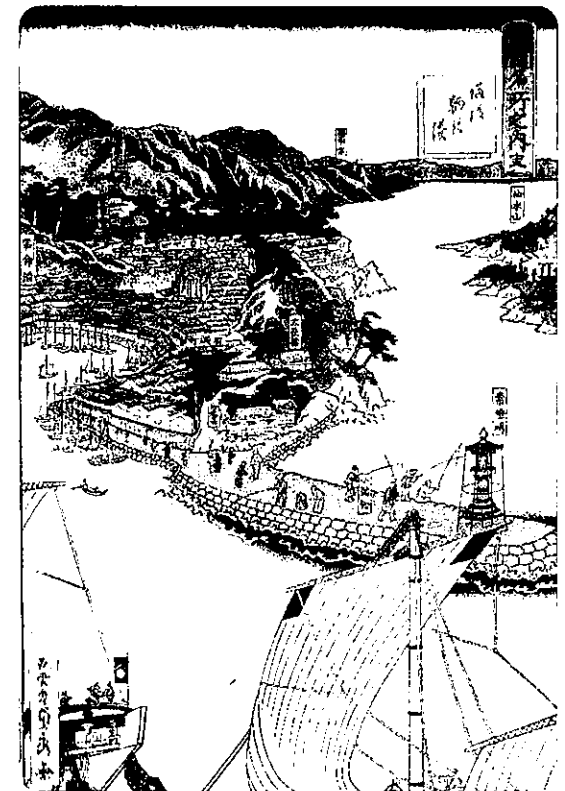


図16 五雲亭貞秀「西國名所之内、備後鞆之湊」江戸時代末期



インタビュー「ICOMOS国際専門家往来」③

タマシュ・フェヤルディー (Tamás Fejérdy) イコモスハンガリー国内委員会事務局長

インタヴューア:岡田保良

Q:今回の来日の目的は何ですか。

群馬県から2度目の招待を受けて、世界遺産の推薦書作成準備のための国際会議に出席するために来日しました。心を開いて他の人が同じような課題にどのように取り組んでいるのかを知る機会に恵まれ、私自身、多くの事を学ぶことが多かったです。

Q:歴史的環境保全の分野での現在の関心事は何ですか。

最も大きな問題は遺産の継続的な維持管理だと思ふようになってきています。修復を必要としないように維持管理を続けて行くことの方が遺産の価値を表現していくのに望ましいということが有効だと思うからです。私にとって遺産の価値を保つために最も重要なことは使い続けることと、継続的維持管理を続けることだと思っています。専門家の立場からいうのですが、より優れた維持管理に必要な3要素は、やる気、資金、そして良い職人です。(Willingness, financial sources, good craftsmen)

Q:地元での活動の中心は何ですか。

私はハンガリーの国の文化財保護局で修復専門家、あるいは建築家として文化財の保護・保全の仕事をしていますが、特定の文化遺産や記念物の修復事業には携わっていません。保護全般の戦略的な立場に立って仕事をしています。無形文化遺産の保護は含まれていません。ハンガリーの文化遺産保護局は富岡製糸場と同じ年の1872年に設立され、有形の文化遺産、世界遺産だけが対象となっています。

それとは別にイコモスハンガリー国内委員会の現在は事務局長という立場で活動をしています。ハン

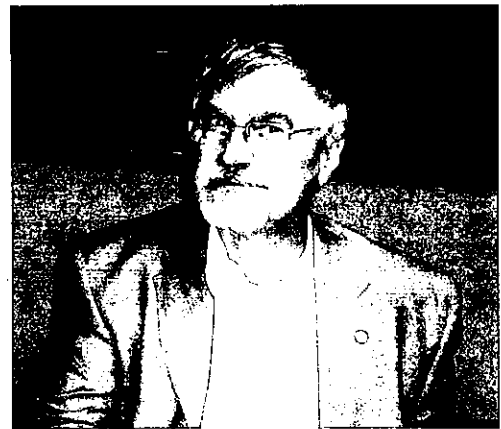
ガリーの会員は約400名。国の機関でもなく、一般の市民活動でもなく、専門家集団による機関であるということが非常に重要だと考えています。

昔から国の機関とは非常に良い関係にあり、イコモスは国に専門的なアドバイスを与え、一方国の機関はイコモスに活動の機会を与えます。例として、文化遺産修復のコースのある大学などと協力して行う一週間のトレーニングセミナーを共同で企画運営しています。ただ資金調達についてはいつも困っています。お知らせとして、イコモスハンガリーは文化遺産憲章の第2版を出版しました。

Q:日本イコモスの会員へのメッセージを。

日本イコモスには、お世辞ではなく、とても学ぶことが多いと考えています。特に奈良ドキュメントについては、文化遺産の深度が増し、無形と有形の問題を盛り込んできたという点でイコモスの歴史上、非常に重要なマイルストーンでした。これまで続けてこられた国際的な素晴らしい活動を、このまま続けていただきたい。ありがとうございました。

(Interviewed on October 31, 2011)



■ Dr. Tamás Fejérdy

Secretary general ICOMOS Hungary National Committee

タマシュ・フェヤルディー イコモスハンガリー国内委員会事務局長

ハンガリー文化遺産保護局次長、元国際イコモス副会長

事務局日誌

(2011年8月11日～2011年11月10日)



- 8/29 定例会議を行い、第3回拡大理事会の議題を協議。理事会と翌日の研究会について内容を確認。
- 9/8 【JAPAN ICOMOS INFORMATION】第8期7号発行、会員に順次発送。
- 9/9 武庫川女子大学トルコ文化研究センターより、“Intercultural Understanding Vol.1”を受領。
- 9/9 財団法人ユネスコ・アジア文化センターより、「ACCU news No.382」を受領。
- 9/10,11 日本イコモス国内委員会2011年度第3回拡大理事会を開催（於 彦根城博物館会議室）。理事会後、彦根城下町見学と懇親会を実施（10日）。彦根市担当職員の説明のもと、彦根城を視察し、その後、彦根市主催の彦根城世界遺産研究会に出席（11日）。
- 9/12 日本イコモス研究会「ユネスコ・ハーグ条約とブルーシールド活動に関する研究会」を開催（於 岩波書店一ツ橋ビル地下1階会議室、講師：高橋暁氏）。
- 9/14 全国町並み保存連盟より、「町並みかわら版第52号」を受領。
- 9/28 日本イコモス国内委員会世界遺産条約特別委員会第4回会合を開催（於 岩波書店一ツ橋ビル地下1階会議室）。
- 10/5 世界遺産条約特別委員会第5回会合の準備のため、WGミーティングを実施。
- 10/19 日本イコモス国内委員会世界遺産条約特別委員会第5回会合を開催（於 岩波書店一ツ橋ビル地下1階会議室）。
- 10/21 埼玉県鳩ヶ谷市立里中学校3年生が「調べ学習」のため、事務局を来訪。
- 10/24 東京文化財研究所より【中央アジア文化遺産保護報告集第10巻・日本タジキスタン文化遺産共同調査第8巻 タジキスタン国立古代博物館所蔵壁画断片の保存修復 2010年度（第8次～第10次ミッション）】を受領。
- 10/25 世界遺産条約特別委員会第5回会合のフォローアップのため、WGミーティングを実施。
- 10/27 広報企画会議を開き、インフォメーション誌8期8号の編集方針を協議。
- 10/28 全国町並み保存連盟より、「町並みかわら版54号」を受領。
- 10/30 ICOMOS ハンガリーの Tamás Fejérdy 氏より、“MŰEMLEKEK AJÖVŐ SZÁMÁRA -Historic Properties for Posterity”を受領。
- 11/5 来日中の Dinu Bumbaru 氏（ICOMOS カナダ）と稲葉信子理事らが会食。
- 11/10 東京文化財研究所より、「TOBUNKEN NEWS No.46」【TOBUNKEN NEWS DIGEST No.10】【東京文化財研究所年報2010】を受領。

日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（高野宏一郎）

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）

日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 尾田組（尾田芳信）

株式会社 鴻池組（薫田守弘）

株式会社 都市環境研究所（小出和郎）

株式会社 ブラック研究所（杉尾伸太郎）

株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）

株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）

「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）

西武建設株式会社（安藤博雄）

株式会社 小林石材工業（小林美和）

「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（仁科恵敏）

株式会社 丹青社（渡辺 亮）

株式会社 ゴールデン佐渡（澤邊一郎）

（敬称略・順不同）

日本イコモス国内委員会の活動には以上の企業・団体のご支援をいただいております。

●日本イコモス国内委員会

【第8期 執行部メンバー】(順不同)

委員長	西村 幸夫
副委員長	赤坂 信
	小野 昭
	河野 俊行
理事	尼崎 博正
	稲葉 信子
	荻谷 勇雅
	岸本 雅敏
	清水 真一
	杉尾 邦江
	鈴木 博之
	西浦 忠輝
	濱崎 一志
	前田 耕作
	三宅 理一
	宗田 好史
	山田 幸正
	渡邊 保弘
監事	沢田 正昭
	崎谷 康文
顧問	伊藤 延男
	坪井 清足
	石井 昭
	前野 まさる
事務局長	矢野 和之
本部執行委員	岡田 保良

【小委員会主査】

第一小委員会 (憲章)	藤井 恵介
第四小委員会 (世界遺産)	稲葉 信子
第五小委員会 (プロブディフ)	石井 昭
第六小委員会 (鞆の浦)	益田 兼房
第七小委員会 (白川郷)	西村 幸夫
第八小委員会 (パッフアゾーン)	崎谷 康文
第九小委員会 (朝鮮通信使)	三宅 理一
第十小委員会 (彩色)	窪寺 茂
第十一小委員会 (歴史的都市マスタープラン)	岡田 保良
第十二小委員会 (技術遺産)	伊東 孝



前野まさる 画

■日本イコモス ISC メンバー

○は：各ISCの日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・岩崎 好規・坂本 功・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岸本 雅敏・小野 昭
Conservation/Restoration of Heritage Objects in Monuments and Sites	ISCCR	
Cultural Landscapes	IFLA	○杉尾 伸太郎・石川 幹子・大野 渉・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・石井 昭・山内 奈美子
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・渡辺 邦夫
Economics of Conservation	ISCEC	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一
Intangible Cultural Heritage	ICICH	○稲葉 信子・秋枝 ユミ イザベル
Interpretation and Presentation	ICIP	○門林 理恵子
Legal, Administrative and Financial Affairs	ICLAFI	○河野 俊行・八並 藤
Mural Paintings	ISCMP	
Pacific Islands		
Polar Heritage	IPHC	
Recording and Documentation	CIPA	山田 修
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・土岐 憲三・大窪 健之
Shared Built Heritage	ISCSBH	村松 伸
Stained Glass		
Stone	ISCS	○西浦 忠輝・石崎 武志
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	ISCTC	○秋枝 ユミ イザベル・西村 幸夫
Training	CIF	○稲葉 信子・福島 綾子
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○荒木 伸介・池田 栄史
Vernacular Architecture	CIAV	○山田 幸正・大野 敏
Wood	ICC	○渡邊 保弘・土本 俊和
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
20th Century Cultural Heritage	ISC20C	○山名 善之

●ICOMOS とは

ICOMOS は、1964 年、「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」によって設立された国際 NGO です。第 1 回総会は 1965 年 6 月に、ポーランドで開かれました。1972 年にユネスコ総会で世界遺産条約が採択された後、NGO として、ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、世界文化遺産の保護・保存、そして価値の高揚のための重要な役割を果たしてきました。文化遺産保護の原理、方法論、科学技術の応用、また、世界遺産選定の審査、監視の活動を続けています。現在、110 以上の国からおよそ 9,500 名の専門家が参加しており、28 の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われています。

日本イコモス国内委員会は 1972 年にブタペストで開かれた第 3 回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979 年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やパリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2011 年 11 月現在、会員 368 名、維持会員 12 団体、団体会員 2 団体によって構成されており、専門的な調査研究を行う 10 の小委員会を設置しています。年次総会のほか、年 4 回の理事会、研究会、来日外国人専門家との懇談会などの開催や会報の発行を行っています。



JAPAN ICOMOS/INFORMATION

Vol.8, No.8 15 DECEMBER 2011

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13 階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>

JAPAN-ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>